

2026年4月30日版

ネイチャーポジティブ研究アライアンス
会則

(名称)

第1条 本会は、ネイチャーポジティブ研究アライアンス（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ネイチャーポジティブに関する研究者が集まり、調査研究、社会実装、地域連携等に関する知見を共有し、ネイチャーポジティブに関わる共同知、そしてネットワークワーキングをすることを目的とする。

(運営事務局)

第3条 本会の事務局は、以下の者が担当する。

産業技術総合研究所 ネイチャーポジティブ技術実装研究センター 保高徹生
国立環境研究所 自然を活用した解決策（NbS）の実装と展開に向けた研究プログラム
西廣淳

(組織)

第4条 本会は会長、副会長、運営事務局、事務局長、運営協議会をおくものとする。

※会長、副会長、事務局長、運営協議会メンバーは、最初は運営事務局が選任する。

(活動内容)

第5条 本会の活動内容は以下とする。

- ・ 年に1～2回の研究報告会・交流会の開催
（イベントに応じて、会員以外のメンバーも参加可能とすることもある。）
- ・ ネイチャーポジティブに関する本アライアンスへの問い合わせ窓口の設置
- ・ ネイチャーポジティブに関する情報・知見のMLを通じたアライアンスメンバーへの共有

(入会資格)

第5条 本会の入会資格は以下とする。

- ・ 正会員は、ネイチャーポジティブに関する調査・研究活動、実務等をしている国立研究開発法人、独立行政法人、大学、研究機関、教育機関に所属する個人とする。

- ・ 準会員は、ネイチャーポジティブに関する調査・研究活動、実務等を行っている行政機関、企業、NPO等の個人とする。
- ・ 会員・準会員は、基本個人として入会を頂くが、法人もしくは組織として入会が必要な場合は、会長、副会長、事務局、運営協議会にて判断を行う。

(入会方法)

第6条 本会の入会は、入会申請サイトからの申請もしくは申請書のメールで事務局に送付することとする。事務局で申請を確認後、入会の可否を判断する。

(年会費)

第7条 本会の入会は無料とする。

(退会方法)

第8条 本会の退会は、退会申請サイトからの申請もしくは退会申請書のメールでの送付するものとする。

(会則変更)

第9条 本会の会則の変更は、会長、副会長、事務局長、運営協議会メンバー、運営事務局による協議により決定する。